

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区を指定するため、同条第6項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）第7条第1項の規定により公告する。

平成19年7月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 日時  
平成19年7月24日（火） 午前10時から
- 2 場所  
三豊市詫間町1338-5 三豊市詫間勤労会館会議室
- 3 案件  
紫雲出山鳥獣保護区の指定について